令和6年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率について

1 令和6年度決算における健全化判断比率の状況

(単位:%)

				(十)上 , /0/
	実質赤字比率	連結実質 赤字比率	実 質 公債費比率	将来負担比率
令和6年度 (A)	_	I	8. 4	_
令和5年度 (B)			8.9	
増減 (A)-(B)	_	_	△ 0.5	_
早期健全化基準	15. 0	20.0	25. 0	350.0
財政再生基準	20.0	30.0	35. 0	

2 令和6年度決算における資金不足比率の状況

(単位:%)

	簡易水道事業会計	公共下水道事業会計
令和6年度 (A)	_	_
令和5年度 (B)	_	_
増減 (A)-(B)		
経営健全化基準		20.0

3 健全化判断比率の推移

(単位:%)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実質赤字比率	_	_	_	_
連結実質赤字比率	_	_	_	_
実質公債費比率	8.6	8.7	8.9	8. 4
将来負担比率	1.7			_

(単位:千円)

ŧ	票準財政規模	2, 324, 775	2, 308, 944	2, 269, 755	2, 240, 616
	うち臨時財政対策債	66, 152	17, 028	7, 473	3, 476

◎ 用語の解説

- 実質赤字比率
- 一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率(実質黒字の場合は指標なし)
- 連結実質赤字比率

全ての会計を対象とした実質赤字及び資金不足額の合計から実質黒字及び資金剰余の合計を 控除した額の標準財政規模に対する比率(実質黒字の場合は指標なし)

- 実質公債費比率
 - 一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率
- 将来負担比率
 - 一般会計が将来負担する実質的な負債の標準財政規模に対する比率
- 資金不足比率
 - 公営企業ごと資金の不足額の事業の規模に対する比率(黒字、資金剰余の場合は指標なし)
- 標準財政規模

普通交付税の算定の仕組みを通じて計算される、地方公共団体が標準的な状態で収入できるであろう経常一般財源

(標準税収入) + (地方譲与税等) + (普通交付税) + (臨時財政対策債)

4 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の推移

(単位:千円)

	区分	実	質収支額/資	金不足・剰余	額	摘要
	<u> </u>	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	100分
(1)	一般会計	140, 852	201, 496	120, 451	76, 848	
(2)	特別会計	4, 730	4, 992	2, 448	3, 069	
	① 国民健康保険事業特別会計	4, 730	4, 367	2, 437	3,003	
	② 後期高齢者医療特別会計	0	625	11	66	
	③ 介護保険サービス事業特別会計	0	0	0	0	
(3)	公営企業会計	9, 642	9, 337	12, 935	207, 195	
	① 簡易水道事業会計	9, 642	9, 337	12, 935	195, 680	
	② 公共下水道事業会計	0	0	0	11,515	
-					(単位:	千円)
	区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	摘要
(4)	標準財政規模	2, 324, 775	2, 308, 944	2, 269, 755	2, 240, 616	
	うち臨時財政対策債	66, 152	17, 028	7, 473	3, 476	
					(単位	: %)
(5)	実質赤字比率 (1)/(4)	— ▲ 6.05	— ▲ 8.72	_ ▲ 5.30	_ ▲ 3.42	
(6)	連結実質収支額 (1)+(2)+(3)	155, 224	215, 825	135, 834	287, 112	
(7) **	連結実質赤字比率 (6)/(4) ま質赤字収支又は連結実質赤字が里字の	▲ 6.67	△ 9.34	— ▲ 5.98 _ 又は「連結		

※ 実質赤字収支又は連結実質赤字が黒字の場合、「実質赤字比率(%)」又は「連結実質赤字比率 (%)」は指標なし

※ 実質赤字収支又は連結実質赤字が黒字の場合、「実質赤字比率 (%)」又は「連結実質赤字比率 (%)」を負の値で参考表示

 一般会計等の実質赤字額 (1)

 標準財政規模 (4)

 【 早期健全化基準 15% / 財政再生基準 20% 】

連結実質赤字短 (6) 連結実質赤字比率 標準財政規模 (4) 【 早期健全化基準 20% / 財政再生基準 30% 】

5 実質公債費比率の推移

(単位:千円)

	区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	摘要
(1)	地方債の元利償還金	463, 069	470, 028	492, 299	405, 125	
(2)	準元利償還金	155, 501	136, 575	133, 279	125, 698	
	① 公営企業の地方債償還に充て られる繰入金	139, 498	129, 511	129, 082	121, 506	
	② 一部事務組合等の地方債償還 に充てられる負担金	15, 946	7, 064	4, 197	4, 192	
	③ 公債費に準ずる債務負担行為	0	0	0	0	
	④ 一時借入金利子	57	0	0	0	
(3)	元利償還金又は準元利償還金に充 てられる特定財源	35, 561	36, 149	35, 882	36, 348	
	① 公営住宅使用料	23, 796	24, 081	23, 824	24, 392	
	② 都市計画税	11, 765	12, 023	12, 013	11, 911	
	③ その他	0	45	45	45	
(4)	基準財政需要額に算入された元利 償還金・準元利償還金の額	409, 023	411, 253	413, 938	350, 924	
	① 元利償還金分	339, 570	134, 576	127, 335	119, 221	
	② 準元利償還金分	69, 453	276, 677	286, 603	231, 703	
(5)	標準財政規模	2, 324, 775	2, 308, 944	2, 269, 755	2, 240, 616	
	うち臨時財政対策債	66, 152	17, 028	7, 473	3, 476	
	-				(単位	: %)
(6)	実質公債費比率 (単年度)	9. 1	8. 4	9. 5	7. 6	
(7)	実質公債費比率 (3カ年平均)	8.6	8. 7	8. 9	8. 4	

【 早期健全化基準 25% / 財政再生基準 35% 】

6 将来負担比率の推移

(単位:千円)

							(手匹・	1 1 4/
		区	分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	摘要
(1)	将来	負担額		6, 870, 881	6, 699, 158	6, 277, 779	6, 436, 912	
	1	地方債の現	L在高	5, 223, 611	4, 978, 342	4, 781, 857	5, 031, 655	
	2	債務負担行 定額	為に基づく支出予	0	0	0	0	
	3	公営企業債	等繰入見込額	1, 306, 732	1, 208, 236	1, 109, 102	991,018	
	4	一部事務組	1合等負担等見込額	21, 621	146, 896	10, 983	8, 242	
	⑤	退職手当負	担見込額	318, 917	365, 684	375, 837	405, 997	
(2)	充当	可能財源等		6, 836, 845	6, 914, 357	6, 878, 824	7, 123, 140	
	1	充当可能基	金	2, 503, 560	2, 866, 942	3, 111, 030	3, 409, 109	
	2	充当可能特	定財源	416, 297	376, 526	260, 553	167, 418	
		うち都市計	·画税	116, 961	107, 257	97, 505	89, 958	
	3	基準財政需	要額算入見込額	3, 916, 988	3, 670, 889	3, 507, 241	3, 546, 613	
(3)	標準	財政規模		2, 324, 775	2, 308, 944	2, 269, 755	2, 240, 616	
	うち	臨時財政対	策債	66, 152	17, 028	7, 473	3, 476	
(4)		財政需要額 金・準元利	に算入された元利 賞還金の額	409, 023	411, 253	413, 938	350, 924	
							(単位	: %)
(5)	将来	負担比率		1.7	— ∧ 11 3	_ ^ 32 3		

 $- \qquad \triangle \quad 11. \ 3 \qquad \triangle \quad 32. \ 3 \qquad \triangle \quad 36. \ 3$

(1) - (2)将来負担比率 = (3) - (4)

【 早期健全化基準 350% / 財政再生基準 なし 】

7 資金不足比率の推移

□ 簡易水道事業 (R5以前:法非適用企業、R6以降:法適用企業) (単位:千円)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	摘要
(1) 繰上充用金	0	0	0	0	
(2) 支払繰延金・事業繰越額	0	0	0	0	
(3) 建設事業以外の地方債残高	0	0	0	0	
(4) 解消可能資金不足額	0	0	0	0	
(5) 資金の不足額 [(1) + (2) + (3)] - (4)	0	0	0	0	
(6) 営業収益に相当する収入	80, 396	98, 211	96, 425	87, 406	
① 水道料金	74, 453	92, 071	90, 297	81, 642	
② 受託工事収益に相当する収入	5, 251	5, 149	5, 671	5, 251	
③ その他営業収益に相当する収入	692	991	457	513	
(7) 受託工事収益に相当する収入	5, 251	5, 149	5, 671	5, 251	
(8) 事業の規模 (6) - (7)	75, 145	93, 062	90, 754	82, 155	
次ムプロルボ			_		

(9) 資金不足比率	_	_	_	_	
(5) / (8)	0.00	0.00	0.00	0.00	

[※] 資金不足額が負の値の場合「資金不足なし=資金剰余」で、「資金不足比率(%)」は指標なし

※ 資金不足なしの場合、「資金不足比率(%)」を負の値で参考表示

資金不足比率	=		資金の不	足額	(5)	
貝並不足比平	_		事業の規	l模	(8)	
		経営健全化基準	20%]		

□ 公共下水道事業 (R5以前:法非適用企業、R6以降:法適用企業) (単位:千円)

	区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	摘要
(1)	繰上充用金		0	0	0	0	
(2)	支払繰延金・事業繰越額		0	0	0	0	
(3)	建設事業以外の地方債残	高	0	0	0	0	
(4)	解消可能資金不足額		0	0	0	0	
(5)	資金の不足額 [(1)+(2)+(3)]-	(4)	0	0	0	0	
(6)	営業収益に相当する収入		26, 065	31, 844	31, 208	28, 065	
	① 下水道使用料		26, 009	31, 801	31, 165	28, 019	
	② 受託工事収益に相当	する収入	0	0	0	0	
	③ その他営業収益に相当	首する収入	56	43	43	46	
(7)	受託工事収益に相当する	収入	0	0	0	0	
(8)	事業の規模 (6) - (7)		26, 065	31, 844	31, 208	,	
			_			(単位	: %)
(9)	資金不足比率 (5)/(8)		0.00	0.00	0.00	0.00	

				(単位	: %)
(9) 資金不足比率	_	_	_	_	
(5) / (8)	0.00	0.00	0.00	0.00	

資金不足比率	=		資金の不足額		(5)	
貝並小足儿子			事業の規	見模	(8)	
	[経営健全化基準	20%]		